

地域少子化対策重点推進交付金

令和5年度執行予算100.0億円（R5当初 10.0億円、R4補正 90.0億円）

地域少子化対策重点推進事業

地方公共団体が行う以下の少子化対策の取組を支援

地域結婚支援重点推進事業（補助率：2/3、3/4）

（補助率3/4で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・AIを始めとするマッチングシステムの高度化
- ・オンラインによる結婚相談・伴走型支援
- ・結婚支援ボランティア等育成モデルプログラムを活用した人材育成
- ・若い世代向けのライフデザインセミナー



※この他の結婚支援事業は補助率2/3で支援

結婚支援コンシェルジュ事業（補助率：3/4）

各都道府県に、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして配置し、各市町村の結婚支援を技術面・情報面から支援



結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運醸成事業（補助率：1/2、2/3）

（補助率2/3で支援するもの）

- ・自治体間連携を伴う取組に対する支援
- ・若い世代の結婚・子育てを応援する機運の醸成を図る情報発信等
- ・男性の育休取得と家事・育児参画の促進
- ・子育て支援情報の「見える化」と相談体制の構築
- ・多様な子連れ世帯が外出しやすい環境の整備
- ・多様な働き方の実践モデルの取組
- ・ICT活用、官民連携等による結婚支援等の更なる推進のための調査研究



※この他の機運醸成事業は補助率1/2で支援

結婚新生活支援事業（補助率：1/2、2/3）

地方公共団体が行う結婚新生活支援事業（結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコスト（家賃、引越費用等）を補助）を支援

【対象世帯】 夫婦ともに39歳以下
かつ世帯所得500万円未満

【対象経費】 婚姻に伴う住宅取得費用、リフォーム費用、
住宅賃借費用、引越費用

○ 都道府県主導型市町村連携コース（補助率：2/3）

都道府県が主導し、管内市区町村における取組の面的拡大を図りつつ、地域における切れ目ない結婚・子育て支援体制の構築を促進

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円

○ 一般コース（補助率：1/2）

【交付上限額】 夫婦共に29歳以下 60万円
30～39歳 30万円

